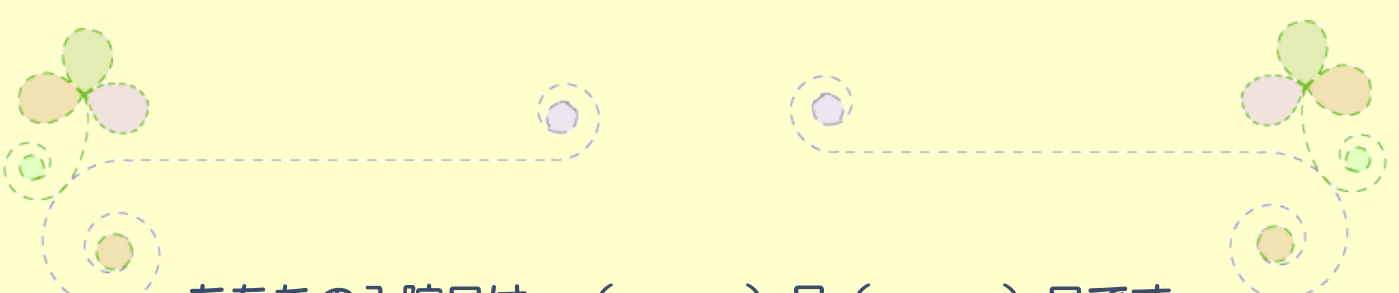
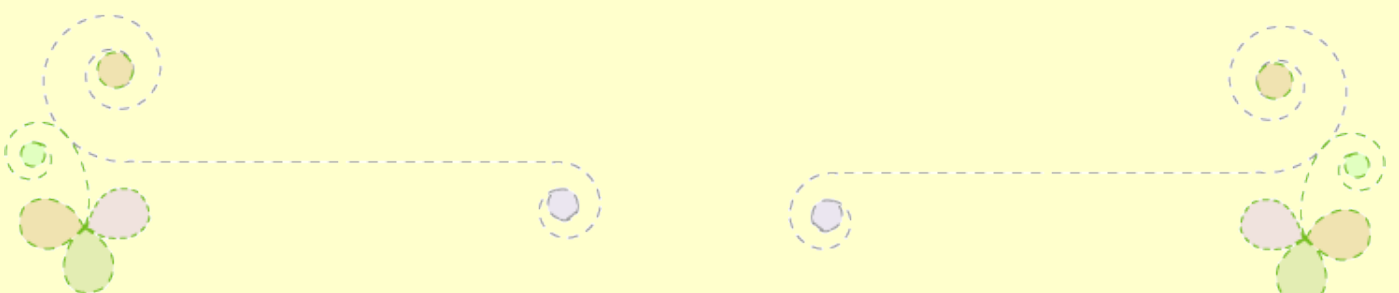


入院のしおり



あなたの入院日は、（ ）月（ ）日です。
病棟は、（ ）病棟です。
当日は、（ ）時までに中央受付にお越し下さい。

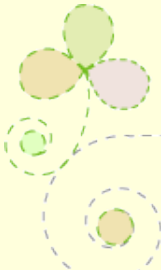


医療法人 尾張健友会

千秋病院

〒491-0815愛知県一宮市千秋町塩尻山王1番地

TEL 0586-77-0012



入院される みなさまへ

千秋病院は西尾張地域の人々の「自分たちの病院をつくろう」という思いを結集して作られた病院です。

1984年に48床からはじまり、現在では294床の病院にまで発展してきました。

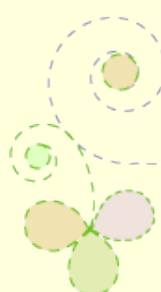
急性期から慢性期まで幅広く地域の人々の要求に応える医療・介護・福祉の複合体として歩んできました。また、地域の健康な人たちとも共同して社員・尾張健康友の会のみなさんといっしょに健康づくり、予防の活動も進めています。更に、地域の医療・介護・福祉ネットワークの連携をとおして、住みよい町づくりに貢献したいと考えています。

私たちは患者さんを中心に安全、安心、人権尊重、無差別、平等の最良の医療・福祉、非営利共同体をめざしています。開院以来、差額ベッド料金を頂いていないのはその証のひとつであり、私たちの誇りでもあります。

また、いのちを守る仕事にたずさわるものとして社会保障改善の運動、原水爆禁止、戦争反対、「憲法九条を守る」、などの平和を守る運動にも取り組んでいます。

私達職員一同は、入院されたみなさんが、一日も早く元気になれるよう全力をつくします。心配事、要望など何なりとお気軽にご相談ください。

また職員への贈り物・心遣いは、設立の趣旨から固くお断りしております。安心して療養にご専念ください。



病院長 長谷川 誠

千秋病院 理念と基本方針

私どもの病院は、以下の理念と基本方針にのっとり、
地域の方々と協力・共同した医療・介護活動を目指しています。

理念

「地域とともに歩むみんなの病院をめざします」

基本方針

- ①私たちは、患者さんの権利を守り患者さんを中心とした医療を目指します。
- ②私たちは、常に医療の進歩に学び、安全で最良の医療を目指します。
- ③私たちは、命を大切にし、すべての人が、安心して暮らせるよう、医療・福祉の充実を目指します。
- ④私たちは、医療と福祉の複合体を目指します。
- ⑤医療連携の中で地域一般病院としての役割を果たします。

患者の権利

私たちは、患者さんと共同して差別なく平等で最も良い医療をするという立場から、患者さんの人権を尊重し、以下の項目の実現に努めます。

● 知る権利

患者には、自らの病名や病状、診断・治療に関する情報、今後の見通しや、費用などについて、納得のいくまで説明を受ける権利があります。

● 自己決定権と選択の自由

患者は、十分な説明を受けたあとに、その治療や検査の内容や時期に関して、受け入れたり、拒否したり、同意を撤回することができます。拒否したり、撤回したりすることにより不利益を被ることはありません。また、自ら病院を選んだり、他の病院の医師の意見を聞いたりする権利があります。

● 医療の主体者として参加する権利

患者は、自らが医療の主人公として、安全対策に参加したり、自分の病状について、議論に参加することができます。

● プライバシーに関する権利

患者は、診療の過程で得られた個人情報に関して無条件に保護され、私的なことについて干渉されることを断ることができます。

● 適切な医療を平等に受ける権利

患者は、安全性と人間性に十分に配慮された納得できる適切で良質な医療を平等に受ける権利があります。

● 人として尊重される権利

患者は人として尊重され、そのプライバシーは常に守られます。

患者は、最新の医療の下で苦痛から救済される権利があります。

患者は最期まで自分らしく生き、おだやかに死をむかえるためのあらゆる支援を受ける権利があります。

患者さんへのお願い

最良の医療を提供するために、以下のことについてご理解とご協力をお願いします。

- ・ご自身の健康状態について、できるだけ詳細に正確に教えてください。
- ・理解できない治療内容は、納得いくまで質問してください。
- ・各病棟に「ちあき ほほえみポスト」を設置しております。

職員や設備に関するご意見をお聞かせください。

お答えできるものにつきましては、外来横の掲示板にて掲示させていただきます。

当院における個人情報の利用目的

■ 1. 医療提供に関するもの

- 患者さんに提供する医療サービス
- 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- 他の医療機関等からの照会への回答
- 患者さんの診療等のため、外部の医師等へ意見や助言を求める場合
- ご家族等への病状説明
- 検体検査等の業務委託
- 健康増進のほか、保健・医療・福祉に関わる情報提供や当院が関係するサービス提供のご案内
- 事業者等から委託を受けた健康診断にかかる事業者等へのその結果通知
- 公的機関及び医療機関が実施する調査への協力
- その他、患者さんに係わる医療提供

■ 2. 診療費請求等の事務に関するもの

- 医療保険事務
- 窓口業務の委託
- 審査支払機関へのレセプト提供
- 審査支払機関又は保険者への照会
- 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- その他、患者さんに係わる診療費等請求事務

■ 3. 医療の質向上に関するもの

- 当院で行われる医療系の教育及び医療系実習への協力
- 医療の質向上を目的とした検討
- 医療サービスの品質管理（治療成績や有害事象評価も含む）
- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 医療従事者の資格取得等のための情報
- 医療の質向上を目的とした当院の症例にもとづく症例研究、学術調査・研究など
- 治験及び製造販売後の調査への協力、副作用報告
- がん登録事業への参加

■ 4. 管理運営業務に関するもの

- 会計・経理
- 入退院等の病棟管理
- 患者さんへの医療サービスの向上
- 医師賠償責任保険等にかかる医療に関する専門の団体や保険会社等への相談又は届出等
- 外部監査機関への情報提供
- 医療事故等の報告
- 防犯、患者安全のための写真・動画撮影（防犯カメラ等）
- 中学校等の職場体験への協力
- 院内で行われる一般学生向け医療・看護体験への情報提供
- その他、患者さんに係わる管理運営業務

■ 5. 医療安全に関するもの

- 館内放送による氏名による緊急呼び出しや受付等での氏名によるお呼び出し
- 病室における名札の掲示

■ 6. 利用目的の例外

- 法令にもとづく場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 国の機関もしくは地方公共団体もしくはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するに対しての協力する場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

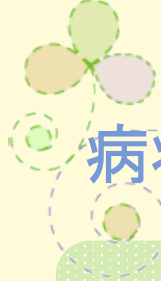
※利用目的のうち同意しがたい事項がある場合は、

その旨を担当窓口にお申し出ください。

※お申し出がないものについては、同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。

※これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更することができます。

2025年09月30日改定



病状説明・キーパーソン(患者側責任者)について

千秋病院では入院後の情報の行き違いやご家族等の間での治療方針の相違を避けるため、事前に患者さんのキーパーソン(患者側責任者)となる方を1名決めていただき、患者さんとキーパーソンを通して病状説明や診療を進めてまいります。

《キーパーソンの決め方について》

- ① 患者さんご本人にキーパーソンを決めていただきますが、患者さんがキーパーソンを決めることができない場合にはご家族等で話し合っ、キーパーソン1名を決めてください。
- ② 事情により途中でキーパーソンを変更することはできますが、その場合には予め「いつから誰にかわるのか」を主治医または病棟看護師へお知らせ下さい。

《キーパーソン(患者側責任者)の役割》

- ① 病状・症状に関する説明を聞き、その内容を他のご家族に伝えていただきます。
- ② 病状急変時あるいは緊急時に病院から連絡を受ける窓口となつていただきます。
- ③ 病院からの重要な連絡や問い合わせを受ける窓口となり、ご家族等からの要望などがある場合には、意見を取りまとめてキーパーソンの方が病院へご連絡ください。

入院中にお守りいただきたい事項について

- 病院敷地内での、喫煙・飲酒は禁止しております。守られない場合は、退院していただく場合があります。
- 病院内での身体暴力・暴言・セクシャルハラスメントなどを行った場合は、退院していただく場合があります。
- 大声を発したり、むやみに他病室へ出入りしたり、物品の販売・金銭貸し借りの強要など、他の患者の迷惑になるような行為はご遠慮願います。
- 外出・外泊をご希望の場合は、主治医の許可が必要です。
- 感染予防のため、生花の持ち込みはご遠慮願います。
- 故意に病院内の備品を破損された場合は、実費弁償をいただきます。
- 貴重品の管理について

貴重品は、病室床頭台の鍵付き引き出しにて管理をお願いします。床頭台の鍵は貸出し制となっております。ご希望の際は病棟スタッフにお申し出下さい。鍵はご自身で管理して頂き、退院時には返却をお願いします。

- 携帯電話のご使用は、診療や治療に支障をきたす恐れがあるため、院内では限られた場所でのみ使用可能とさせていただきます。

なお、職員が使用しているPHS電話は医療機器に影響しないものを使用しております。

携帯電話使用可能区域

外来中庭・一般病棟食堂・各病棟デイルーム・在宅総合ケアセンターロビー
⇒館内ご案内・1階～3階をご参照下さい(P21～23)



ディーエヌエーアール そ せい そ ち

D N A R (蘇生措置を行わない)について知っておきたいこと

ディーエヌエーアール

D N A Rとは

ディーエヌエーアール

しんぞう こきゅう

D N A R (Do Not Attempt Resuscitation)とは、心臓や呼吸が止まったときに

しんばいそせいほう シーピーアール

せんたくし

心肺蘇生法(CPR)を行わないという選択肢のことです。

いりよう

これは、患者さんやご家族の希望を大切に、医療チームが話し合いのもとで決める

ほうしん

せんたく

しんばいそせい

方針の一つです。DNARを選択した場合、通常は心肺蘇生を行いません。ただし、

ごえん

しんばいそせいほう

誤嚥など予想外の原因で心停止が起きた場合は、状況によって心肺蘇生法が行われることがあります。

しんばいそせいほう シーピーアール

心肺蘇生法(CPR)について

しんばいそせいほう

しんぞう こきゅう

きんきゅう

心肺蘇生法は、心臓や呼吸が止まった時に行う緊急の治療法です。

おも ほうほう

い か

主な方法として以下が挙げられます

しんぞう

むね お

けつりゅう うなが

● 心臓マッサージ(胸を押して血流を促す)

じんこうこきゅう いき

ふ こ

さん そ おく

● 人工呼吸(息を吹き込むことで酸素を送る)

でんき

ひつよう おう

しんぞう

しげき

あた

● 電気ショック(必要に応じて心臓に刺激を与える)

心肺蘇生法は命を救うための大切な手段ですが、特にご高齢の方や重い病気のある方には次のようなリスクも伴います。

ほね お

ないぞう きず

からだ

ふたん

● あばら骨が折れる、内臓が傷つくなどの体への負担

● 蘇生が成功しても、生活の質が大きく低下する可能性

ディーエヌエーアール

D N A Rの注意点

DNARの選択は、患者さんやご家族が医師とよく話し合った上で慎重に決めます。

DNARを選ぶことで、心肺蘇生法を行わず、自然で穏やかな最期を迎えることを目指す場合があります。

ただし、DNARを選んでも、以下の治療は続けられます

- 痛みや苦しさを和らげる治療（鎮痛薬や酸素投与など）
- 安心して生活を送るための医療ケア

ディーエヌエーアール

D N A Rが必要とされる可能性のある状況

しゅうまつき

1) 終末期と言われたとき

ちりょうこう か うす ばあい しんぱいそせい

治療効果が薄い場合に心肺蘇生が生活の質を低下させる可能性が高い場合

こうれい しんこうせい しっかん

2) 高齢や進行性の疾患がある場合

しんぱいそせいほう

病状が進み医師が心肺蘇生法の成功率が低い、または負担が大きすぎると判断した場合

ディーエヌエーアール

D N A Rについて話し合うタイミング

ディーエヌエーアール えら

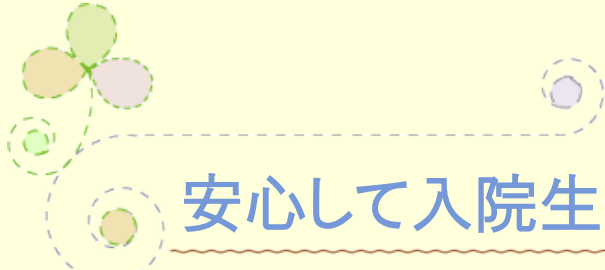
き ひつよう

D N A Rを選ぶかどうかは、すぐに決める必要はありません。

入院中に病状が変化しときに、ご家族や医師と話し合ってから決めることができます。大切なのは、患者さんやご家族が納得した形で方針を決めることです。

この説明書をもとに、医療チームやご家族と自由にご相談ください。あなたにとって最善の選択ができるよう、全力でサポート致します。





安心して入院生活を送っていただくために

● 室料は不要です

当院では個室料金（差額ベッド代）を頂いておりません。
患者さんの病状に応じて個室利用を行っております。そのため、ご希望に沿えず多床室に移っていただくこともあります。

● お心づけについて

安心して療養していただくため、一切の金品・お心づけはお断りしております。お気遣いのないようにお願いいたします。

● 医療安全について

ご本人の確認が患者安全の基本となります。医療行為の前には、ご本人の確認のためお名前と生年月日を名乗っていただきます。

● 治療方針について

ご不明な点は納得のいくまで説明させていただきます。
他院の医師の意見も聞くことができます。

● 個人情報保護について

病室やベッド等にお名前を表示しております。
お名前の表示を希望しない場合や、お見舞い・面会などを制限したい場合は看護師にお申し出ください。

● ご自分のカルテを閲覧できます

当院では、ご自分の「カルテ」は希望に応じて閲覧していただくことができます。診療情報を共有していただき、健康回復のため患者さま・ご家族と協力の上治療・療養に取り組んでまいりたいと思います。

入院時の手続きについて

入院手続き

●下記の物をご持参のうえ**中央受付**にてお済ませ下さい

- ☐入院申込書
- ☐診察券
- ☐印鑑
- ☐健康保険証・介護保険証・医療証(老人、乳児、障害など)・マイナ保険証

病棟でお預かりするもの

- ☐現在飲んでいる薬・お薬手帳
- ☐紹介状などの書類
- ☐手術・検査等のしおり および 同意書等

入院時の持ち物について

入院時の持ち物

当院ではご家族の労力の軽減、衛生管理の目的でCSセットを導入しています
(別紙参照)

★契約されない方は下記のものが必要となります★

- ☐寝衣(パジャマ等)・タオル類
- ☐洗面用具(歯ブラシ、歯磨き粉、コップ、電気カミソリ等)
- ☐入浴用具(石鹸・シャンプー・リンス・洗面器・洗濯物を入れる袋など)
- ☐日用品(箱ティッシュ・入れ歯ケース・入れ歯用洗浄剤、爪切り、イヤホン等)
- ☐オムツ・おしりふき・身体の向きを変えるためのクッション(必要時)

* 着替え、タオル、オムツ等が不足している場合、CSセットから使用します。

その場合、1日単位でのご請求となり後日契約が必要となります。

* 持ち物には、必ずお名前の記入をお願いいたします

補聴器、メガネ、その他貴重品は自己管理してください。破損、紛失について当院では責任を負いかねます。

転倒・転落について

転倒の原因は「足の力が弱い」というだけではなく、健康な方であっても、多くの要因が複雑に絡み合っておこります。転倒は「どこにいても、いつでも起こるもの」です。

「病院では転倒しない」「病院は安心」という事ではなく、「**不慣れな環境である病院の方が転倒の危険性が高い**」と言われています。

必要に応じて部屋の移動、転倒防止器具の設置などの予防対策を行っていますが、**ご入院中は、転倒の危険性が高いことをご理解ください。**

転ばないために・・・

かかとのある
靴を履きましょう

スリッパやサンダルは脱げやすく、
つまづくことがあります



ナースコールを
押しましょう

症状がある時・不安な時は
無理せずナースコールを押しましょう



夜間は明かりを
つけましょう

夜間のトイレ移動は、枕元の電気をつけて
足元に注意して移動しましょう

移動時はベッド柵に
つかまりましょう

起き上がりや移動の時は、不安定なもの
にはつかまらず、ベッド柵につかまりましょう



整理・整頓
しましょう

荷物を最小限にし、床には物を置かず
ベッド周りの整理・整頓をしましょう

寝る前のお薬は
最小限にしましょう

睡眠薬・安定剤などは、足元がふらつくボーツとする
原因になります。服用は最小限にしましょう

せん妄について

せん妄とは、「新しい環境」「体調が悪い」「手術の後」「新しい薬が身体に合わない」などの原因で意識が混乱し、「強い寝ぼけ」のような症状がでることです。多くの方は、時間の経過や治療により回復します。

このような症状が現れた場合は、必要に応じてお薬での治療や、家族の付き添いを願います。

「せん妄」のときは、 このような症状が現れることがあります・・

時間や場所の
感覚が鈍くなる

- ・今日が何月何日かわからない
- ・病院にいるか自宅にいないかわからない



幻覚がみえる

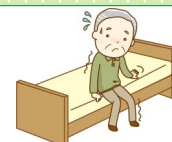
- ・「天井がゆがんでみえる」
- ・「部屋の壁の模様が動いてみえる」

睡眠のリズムが
崩れる

- ・寝る時間と起きる時間が不規則になる
- ・昼間眠って、夜に眠れない

落ち着きがない

- ・何度もベッドから起き上がる
- ・くり返し、どこかへ行こうとする



話のつじつまが
合わない

- ・過去のことを今のことのよう話す
- ・現実とは違う事を話す

点滴や管を「知らずに」
抜いてしまう

荒っぽくなったり
怒りっぽくなったりする



施錠時間

20時～6時の間は、全ての玄関を施錠しております
急用で外出が必要な場合は、看護師へお申し出ください

面会時間

14時 ～ 19時

面会についての注意事項は、面会カードに準じます。
初回は病棟で説明を受け、面会カードをお受け取りください。

消灯時間

21時 ～ 6時

同室の方の迷惑にならないようご配慮をお願いします。

食事の提供時間

朝食：8時頃 昼食：12時頃 夕食：18時頃

食物アレルギーのある方は、入院時に必ずお申し出ください。
病棟食堂に給茶機を設置しています。自由にご利用ください。

食品の持ち込みについて

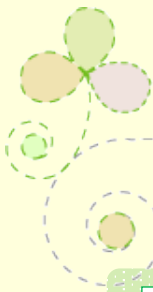
食品を持ち込む場合は、看護師へお伝えください。内容の確認をさせていただきます。
入院中は、患者さまの治療に合わせた食事内容を選択して提供しておりますので
場合によっては、持ち込みをお断りさせていただくことがあります。
なお、賞味期限が切れてしまった食品に関しては破棄させていただきます。
食中毒予防のため、生もの(刺身・生卵等)の持ち込みはご遠慮願います。

食事依頼の締め切り時間

患者様に合わせた食事を提供するため、食事依頼の締め切り時間を以下のようにさせていただきます。
朝食：前日の18:30 昼食：同日の10:30 夕食：同日の16:00
食事依頼の締め切り時間を過ぎて連絡を受けた場合は、症状の変化や急な検査、外出・外泊、退院による欠食であっても食事代を請求させていただきます。

付き添いについて

付き添いを希望される場合は許可書が必要ですので、看護師にご相談下さい。
付き添いベット代として、1日300円となります。



紙オムツのお取扱いについて

紙オムツはCSセットの利用をお勧めしております。

(別紙参照)

ご事情により、個別で持ち込みをされる場合は、病棟スタッフにお申し出ください。

尚、持ち込みされた紙オムツの管理・補充は、ご家族にてお願いいたします。

補充が間に合わない場合は、CSセットから使用させていただきます。

その場合は1日単位でのご請求となります。連絡は事後報告とさせていただきますのでご了承ください。(※後日契約が必要です)

持参薬について(お持ち込みいただいたお薬)

当院では、患者様がより安全な薬物治療が受け入れられるよう、入院時に持参薬を確認させていただいています。より正確な情報を得るため、使用中のすべてのお薬と薬袋、お薬手帳、薬の説明書など薬の情報が分かるものをお持ちください。

また、医療安全上の理由から、持参薬を使用する期間は2週間程度とさせていただき、その後は当院で採用されている同じお薬(ジェネリックを含む)へ変更させていただきますのでご理解の程よろしくお願い致します。使用しなかったお薬や中止となったお薬はご家族に返却するか、退院時まで病棟でお預かりさせて頂き、退院時に返却いたします。なお、持参薬の当院薬への切替について、疑問や不安などがありましたら、職員へご相談ください。

退院について

医師から退院許可が出ましたら、退院日の相談をさせていただきます。

退院の時間は、原則として午前中です。

退院日は、担当看護師・病棟師長と相談の上確定させていただきます。

外出・外泊について

ご本人からの届出と主治医の許可が必要です。ご希望の場合は看護師にお尋ねください。

病棟外に出られる時は、看護師にご連絡ください。

設備・備品のご利用、その他サービス

● 冷蔵庫のご利用について

備え付けの冷蔵庫は、ご自由に利用いただけます。

● シーツ交換と寝具の持ち込みについて

週に1回シーツ交換を行います。汚れた場合は適宜交換いたします。

毛布等の持ち込みに関しては、許可制となっておりますので、病棟スタッフへお尋ねください。その際は、清潔な毛布の使用をお願いします。

● テレビ・その他電化製品のご利用について

テレビのご観賞にはテレビカード(有料:1枚1000円、千円札のみのご利用となります)が必要です。カード販売機は各病棟内に設置しております。カードの払い戻しをご希望の方は、テレビカード精算機をご利用ください。(正面玄関横の公衆電話隣)

テレビ鑑賞時は、イヤホンをご使用ください。CSセットご契約の方にはイヤホンをお渡しします。それ以外の方はご準備ください。

電気カミソリ・携帯電話やスマートフォンの充電器は持ち込み可能です。加湿器等のご自身で管理できないものはご遠慮ください。

● 理美容サービスのご利用について

週に1回、理美容サービスを業者が提供しております。

ご予約が必要です。利用の際は、病棟スタッフへお伝え下さい。

利用料金は、業者への直接払いまたは振り込みとなっております。

● 洗濯室のご利用について

洗濯機・乾燥機(コインランドリー)がご利用いただけます。

使用時間:6時~20時

● 郵便物・宅配のご利用について

入院中に届いた郵便物は、病室へお届けします。

下記の住所を参照してください。

例) 491-0815 一宮市千秋町塩尻字山王1 千秋病院 ○○病棟 千秋太郎

● 新聞の購読について

期間購読を希望される場合は、近隣の新聞販売店との個人契約となります。

病棟スタッフへお尋ねください。

学生臨地実習受け入れについて

当院では、学生の臨地実習を受け入れております。臨地実習は実践能力の基本を身につけるために不可欠な学習過程です。患者1名に対し学生1名を担当する受け持ち制という方法で進めていきます。

ご協力いただく場合には、各病棟責任者より患者さん・ご家族様に対して事前に実習内容の説明を行い、同意をしてくださった方に限ります。また、同意された後でも学生の援助を拒否することができますし、拒否したことによって患者さんに不利益な扱いがされることは一切ございません。

また当院は、医学生、看護学生だけでなく、理学療法士・作業療法士・薬剤師・医療事務などの医療職を目指す学生の実習も受け入れております。ご協力をお願いする際は、事前にご説明いたします。

臨地実習受け入れに対しまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

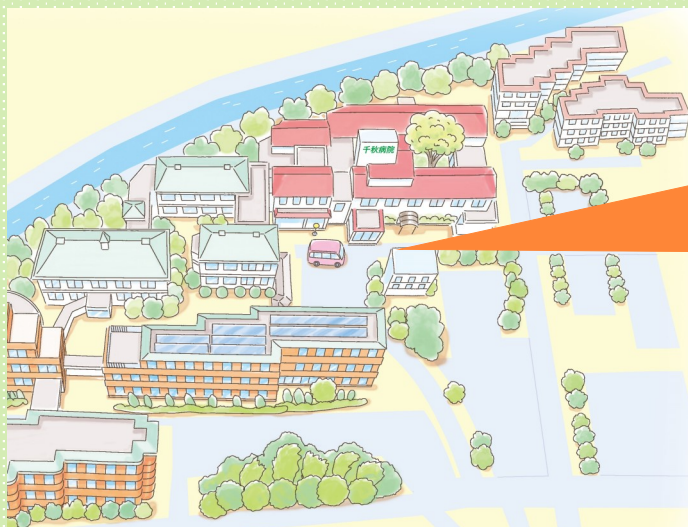
災害時の避難誘導について

入院時に、緊急用の非常口を確認いただくようお願いします。

災害発生時は職員の指示・誘導に従い落ち着いて行動してください。

また非常時のエレベーターは危険ですので使用しないで下さい。

売店について



営業時間

平日: 10時 ~ 17時30分
土 : 10時 ~ 14時
日・祝 休み

取り扱い商品

弁当、おにぎり、パン、サンドウィッチ、飲料
カップ麺、デザート、お菓子、アイスクリーム
雑貨、医療材料、服、新聞、雑誌、切手、宅配便

相談のご案内

入院生活の心配、医療費・生活費の心配、退院後の介護の心配、何か使えるサービスがあるのか、誰に相談していいかわからない。治療・介護・生活に関するいろいろな心配事をご相談ください。ソーシャルワーカーが相談に応じます。

相談ご希望の方は、直接相談室に来られるか、病棟スタッフまでお声掛けください

場所	医療福祉相談室（1階中玄関より入って右）
開室時間	月～土：8時30分～17時
休日	日・祝日・年末年始（12/30～1/3）・8/15

＊上記時間以外のご相談は、千秋病院1階受付の「総合相談窓口」にて承ります。
（24時間対応）

在宅療養生活の中で必要と思われる各種サービスのご相談については、担当看護師、又は医療福祉相談員が承ります。

当院では以下のような介護サービス・事業所を併設し密接に連携をとっております。

- 介護老人保健施設・ちあき（定員100名）（デイケアセンター併設）
- 老健ちあき訪問リハビリセンター
- 一宮市地域包括支援センターちあき
- 介護保険サービスセンター（介護保険の申請やケアプランの作成）
- 訪問看護ステーション・ちあき
- ヘルパーステーション・ちあき（訪問介護）
- 千秋病院デイケアセンター（通所リハビリ）
- 福祉用具レンタル・住宅改修など / 有限会社 尾張健友サービス
- ケアハウス・ちあき（定員50名）（デイサービスセンター併設）
- 特別養護老人ホーム・ちあき / 特別養護老人ホーム・ちあき第二

会計のご案内

- 会計窓口お取り扱い時間

月曜・水曜 … 9時～19時30分

火曜・木曜・金曜・土曜 … 9時～16時30分

- 会計場所

1階：中央受付横 会計窓口

月に1度、健康保険証の
提示にご協力ください

- 入院料金は診療報酬制度に応じて計算しております。そのため病棟が変更することにより、入院基本料及び自己負担額が変更になる場合があります。ご不明な点は1階中央受付までお問合せください。

- 入院費のお支払いについて

入院費の請求は、退院時または月末締めとさせていただきます。

請求書は、毎月11日（祝日の場合は翌平日）に発行し、各病室までお届けいたします。

請求書の記載内容をご確認いただけましたら、請求書をお持ちの上、1階：会計窓口までお越しいただき、支払いをお願い致します。

日曜・祝日の支払いも可能ですが、領収書のお渡しは後日となります。

- 便利なクレジットカード払い（1括払いのみ）や銀行口座引き落としをご利用いただけます。

書類・会計相談窓口のご案内：1階中央受付

書類（診断書・保険手続き等）の記入を希望される場合は、

1階中央受付にて承ります。

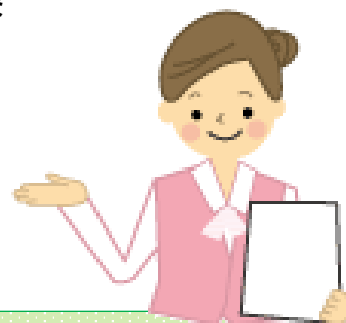
医療サービス課では、一般的な健康保険制度（高額療養費・高額療養費受領委任払制度・高額療養費貸付制度など）、医療費助成制度等のご相談を承ります。

また、医療費の支払等で心配なことがございましたら、医療福祉相談室又は会計相談窓口までお気軽にご相談ください。

会計相談窓口時間

月～土曜（祝日を除く） 9時～16時30分

⇒ 館内ご案内・1階（P20）をご参照下さい



館内のご案内 1階

在宅総合ケアセンター

こすもす病棟

リハビリセンター

西玄関⇒

中玄関⇒

正面玄関⇒



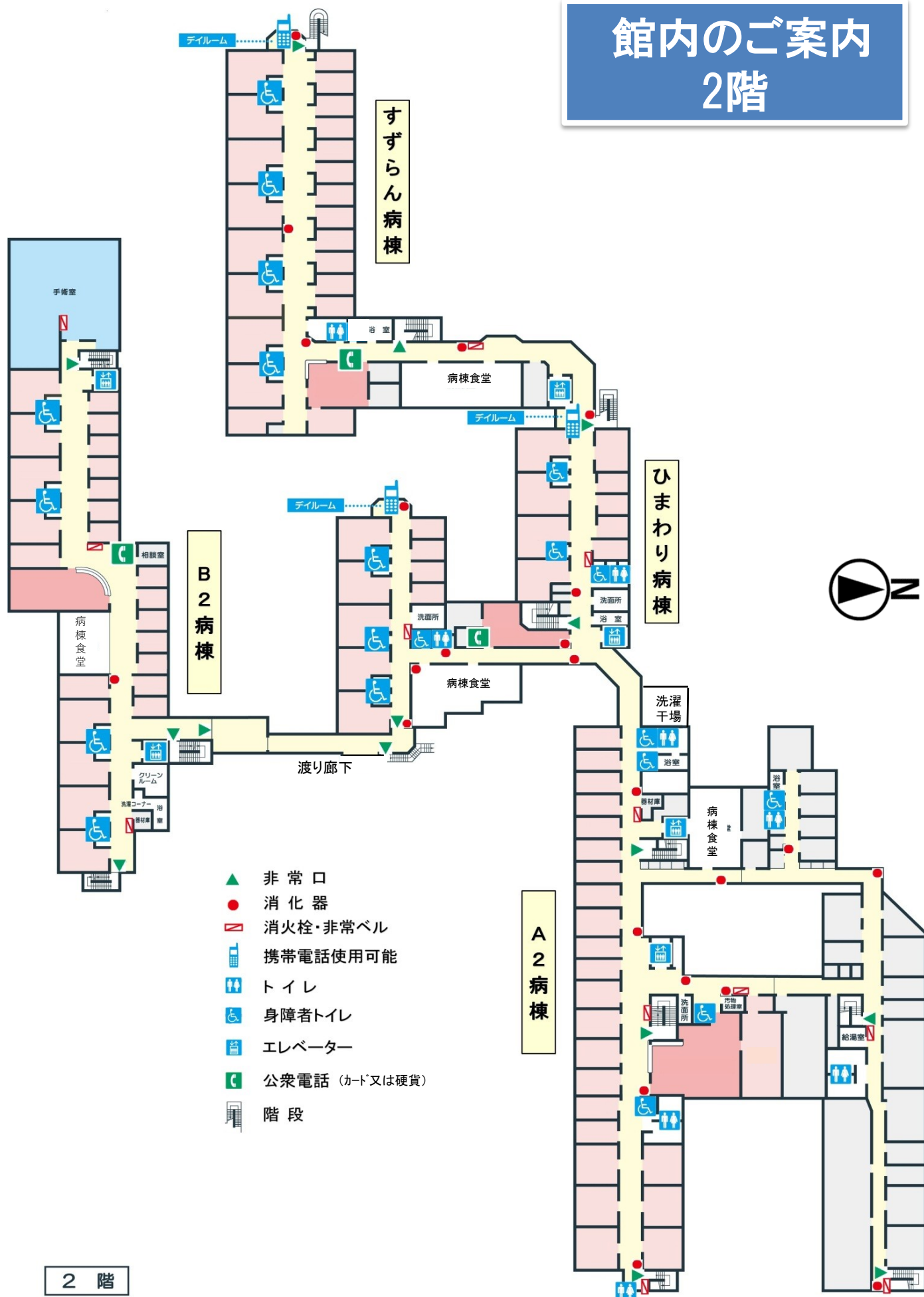
- ▲ 非常口
- 消火器
- 消火栓・非常ベル
- ☎ 携帯電話使用可能
- ♂ ♀ トイレ
- ♂ ♀ 身障者トイレ
- エレベーター
- ☎ 公衆電話（カード又は硬貨）
- 階段

売店

中央受付・会計

1 階

館内のご案内 2階



2 階

館内のご案内 3階



B
3
病
棟



3 階

-  非常口
-  消火器
-  消火栓・非常ベル
-  携帯電話使用可能
-  トイレ
-  身障者トイレ
-  エレベーター
-  公衆電話 (カード又は硬貨)
-  階段

高額療養費制度のご案内

千秋病院 医療サービス課

2019年4月更新

※※※ 高額療養費について ※※※

病院の窓口で支払った医療費（食事代・おむつ等除く）が1ヶ月に一定の額（以下、自己負担限度額と表記）を超えた場合、超えた額が申請により払い戻される制度です。

加入している健康保険の窓口へ申請をお願いします。

70歳以上の方の自己負担限度額

区 分	自己負担限度額(1 か月(1 日から月末まで))	
	3 回目まで	4 回目以降 (多数該当)
Ⅲ 課税所得 690 万円以上の方	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
Ⅱ 課税所得 380 万円以上の方 ※1	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
Ⅰ 課税所得 145 万円以上の方 ※1	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
課税所得 145 万円未満の方	57,600 円	44,400 円
Ⅱ 住民税非課税世帯 ※2	24,600 円	
Ⅰ 住民税非課税世帯 ※2 (年金収入 80 万円以下など)	15,000 円	

※1 課税所得のⅠ、Ⅱの方は限度額適用認定証の申請ができます。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方

- 高額長期疾病患者(慢性腎不全等)の自己負担限度額は、10,000 円です。

70 歳未満の自己負担限度額

適用区分	所得要件	自己負担限度額 (1 か月(1 日から月末まで))			【例】1 か月の総医療費が 100 万円の場合 (食事療養費は対象外/3 回目まで)	
		3 回目まで	4 回目以降 (多数該当)		通常	制度ご利用の場合
ア	標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円＋ (医療費—842,000 円) × 1%	140,100 円	→	窓口 3 割 負担で 約 30 万円	254,180 円
イ	標準報酬月額 53～79 万円	167,400 円＋ (医療費—558,000 円) × 1%	93,000 円	→		171,820 円
ウ	標準報酬月額 28～50 万円	80,100 円＋ (医療費—267,000 円) × 1%	44,400 円	→		87,430 円
エ	標準報酬月額 26 万円以下	57,600 円	44,400 円	→		57,600 円
オ	低所得者 ※ (住民税非課税)	35,400 円	24,600 円	→		35,400 円

※適用区分「オ」の方は、「ア～エ」の方と申請書様式が異なりますので、ご注意ください。

- 高額長期疾病患者(慢性腎不全等)の自己負担限度額は、10,000 円です。
ただし、上位取得者については、20,000 円です。

- ご自身の課税所得及び標準報酬月額は加入されている健康保険の窓口にお問い合わせください。

申 請 お問い合わせ	協会けんぽ……………保険証に記載されている担当支部
	船員保険……………全国健康保険協会船員保険部(東京)
	共済・組合保険……勤務先の労務担当
	国民健康保険……………市町村の窓口
	全国組織国保組合…保険証に記載されている担当支部

※※※ 限度額適用認定証について ※※※

限度額適用認定証を病院の窓口に提示することで、

1つの病院への支払額が自己負担限度額

（食事代・おむつ等除く）までとなる制度があります。

※70歳以上で **現役並み（3割負担）**の保険証をお持ちの方は、
全ての方が**現役並みⅢ**となります。1ヶ月に1つの病院での支払いが
高額になる可能性がある方は市区町村窓口にて

「限度額適用認定証」の交付を申請して下さい。

健康保険限度額適用認定証			
平成 年 月 日交付			
被 保 険 者	記号	番号	
	氏名		
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	
適 用 対 象 者	氏名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	住所		
保 険 者	発効年月日	平成 年 月 日	
	有効期限	平成 年 月 日	
	適用区分		
保 険 者	所在地		
	保険者番号		
	名 姓 及 び 印		

<手続き方法>

各健康保険窓口（保険証に記載されています）にて

『限度額適用認定証』を発行してもらって下さい。

手続きの際は保険証と印鑑を準備してください。

国民健康保険 ・ ・ ・ ・ 市町村の国民健康保険窓口

後期高齢者 ・ ・ ・ ・ 市町村の後期高齢者保険窓口

協会けんぽ ・ ・ ・ ・ 保険証に記載されている社会保険事務所の保険給付課

健康保険組合 ・ ・ ・ ・ 健康保険組合の担当窓口

保険証・その他の医療証などと一緒に1階中央受付へご提示下さい。

※※※ ご利用の際の注意 ※※※

手続きを行った月の初日より前までさかのぼっての認定は受けられません。

『限度額適用認定証』がない場合、医療費の3割分または1割分を一旦支払わなければなりません。

しかし、支払い後『高額療養費』の手続きをすれば約4ヶ月後に指定した口座に振り込まれます。

入院時の食事に係る負担額

食事療養標準負担額

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	1食につき510円
B	C、Dのいずれにも該当しない指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等	1食につき300円
C	非課税世帯区分Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内
		過去1年間の入院期間が90日超
D	非課税世帯区分Ⅰ	1食につき110円 (140円)※

※すずらん病棟に医療区分1で入院中の方。こすもす病棟に入院中で非該当の方。

すずらん病棟・こすもす病棟に入院される方へ

すずらん病棟・こすもす病棟に入院される65歳以上の方については食事代のほかに居住費(生活療養費標準負担額)も自己負担となります。

すずらん病棟・こすもす病棟に入院中	1日当たりの居住費
65歳以上の方	370円
・難病医療受給者証をお持ちの方 ・老齢福祉年金受給者 ・限度額適用認定証に境界層と記載がある方	0円

memo



《名古屋駅からの交通アクセス》

名鉄犬山線で約15分「岩倉駅」下車、名鉄バスで約10分「元小山」下車、徒歩5分

または

JR東海道本線で約15分「尾張一宮駅」下車、名鉄バスで約20分「元小山」下車、徒歩5分